

上下水道 Q & A

Q 水道水をそのまま飲んでも大丈夫ですか？

A はい、大丈夫です。水道水は、水道法により水質基準が定められており、これに適合するものでなければなりません。そのため、浄水場で、ダムや川などから流れてきた水をきれいにし、安全な水道水をつくっています。つくられた水道水が水質基準に適合しているかどうかを、今号8ページに記載しているように定期的に検査を行い確かめています。下関市では、水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)を認定取得しており、水質検査結果の精度と信頼性確保にも努めております。

また、水道水には、消毒のために次亜塩素酸ナトリウムという薬品を入れてあります。細菌などの微生物を殺菌する次亜塩素酸ナトリウムは、感染症の対策として非常に重要なものです。水道法では、蛇口において残留塩素(消毒の有効成分)濃度が0.1mg/L以上になるように定められていますので、この残留塩素を完全になくすることはできません。このため水道水で塩素臭を感じる方もいらっしゃいますが、人体への影響はありませんので、ご安心ください。みなさまが安心して水道水を飲むことができるよう、これからも安全でおいしい水道水の供給に努めてまいります。

塩素臭が気になる場合の対応方法

水道水で
手洗い・うがいを
行うことは感染症予防
に効果があると
いわれています。

- ・水道水を冷やす。
- ・数分程度煮沸する。
(ただし、煮沸された水道水は、消毒効果がなくなりますので、冷蔵庫などに入れて早めにお使いください。)
- ・レモン果汁を数滴入れる。



悪質業者にご注意ください!

上下水道局職員を装ってご家庭を訪問し、排水設備の点検、浄水器の販売や水質検査などを行う【悪質業者による訪問販売】が発生しております。上下水道局では、お客さまから依頼のない排水設備の点検、浄水器の販売や水質検査は一切行っておりません。

また、水道料金等が未納であるといった内容の不審な電子メールにもご注意ください。

- 不審に思われる場合は、上下水道局に電話にてお問い合わせください。

上下水道局企画総務課 TEL083-231-3121

- 万が一、被害にあわれ、高額な商品代金や作業料金を請求された場合は、県・市の消費生活センターまでお問い合わせください。

山口県消費生活センター TEL083-924-0999

下関市消費生活センター TEL083-231-1270

(市役所本庁舎 西棟5階)